

第36回(法定第11回)新型コロナウイルス感染症対策本部会議 議事要旨

日時:令和3年2月5日(金) 午後4時05分 ~ 午後4時55分

場所:庁議室

- 1 開会
- 2 議題

(1) 緊急事態宣言(基本的対処方針)延長のポイント及び改正特措法等について

健康推進部長

- ・ 2月2日に、医療提供体制の改善が不十分であることから、3月7日まで緊急事態宣言の延長が決定された。
- ・ 宣言解除の水準として病床のひっ迫状況が改善されることや、新規感染者数が東京都で1日500人、大阪府で300人を下回ることが重要となっている。
- ・ 延長に伴い従前の対策を継続して行っていくが、追加対策等も加えられた。変更点は以下の通り

【改善】

- ▶ 不要不急の外出自粛要請「午後8時以降の自粛で良い」との誤解が生じていることから、改めて、日中を含めた外出自粛を求める

【追加】

- ▶ 宣言対象区域から外れた後は、対策を段階的に緩和
- ▶ 病床を確保し、回復した感染者の転院支援の仕組みを検討
- ▶ 高齢者施設の職員らに3月までをめぐりに集中的に検査を実施
- ▶ 変異ウイルスの検疫強化を検討

(2) 県の緊急事態措置の内容について

健康推進部長

- ・ 市が関係する措置内容については、変更なく従前の内容を継続していく。
- ・ 県が実施する新たな措置として加えられたのは、医療等に関する対応である
 - ▶ 医療機関、入所系高齢者施設への集中検査を、令和3年2月中旬から3月下旬に実施する。対象者は20万人弱となる。
 - ▶ 転院促進支援として、高齢者施設等から入院し退院基準を致した患者について、施設等における受け入れ促進を図る等。

(3) 各部の対応について

緊急事態宣言が延長されたことにより、延長前の対応から変更があった部からのみ報告を行った。

財務部	<ul style="list-style-type: none">・今月より開始される市県民税の申告について下記の感染症対策を徹底しながら実施する。<ul style="list-style-type: none">▶ 広報・HP・郵便を利用し、郵送による申告を推奨。▶ 狭小な会場は使用しない(申告会場の見直し)。▶ 申告期限の延長(4月15日まで)。▶ 申告会場内での感染症対策(検温、飛沫防止シート等)。
学校教育部	<ul style="list-style-type: none">・卒業式については、体育館の大きさや児童生徒数が学校によって異なることから、参加人数は各校にて設定する。・基本的には保護者が参加できるよう対応を進めていく。・来賓の参加はなし。教育委員会からは1名出席。・各学校長と連携し、今後の状況を把握しつつ卒業式の実施方法の検討を進める。

(4) イベントの考え方について

健康推進部長

- ・内容に変更はなく、現在の内容を3月7日まで延長したい。

決定事項

案のとおりイベントの考え方を継続することとする。

(5) 市長メッセージについて

健康推進部長

- ・市長メッセージと要請事項を明確にし、簡潔でわかりやすい内容としたい。

決定事項

案をもとに健康推進部、副市長、市長で内容を決定し公表する。

(6) 新型コロナワクチン接種について

健康推進部長

- ・本日(2月5日)時点での新型コロナウイルスワクチン接種事業概要であり、今後、国の動向等により変動がある。

▶接種順位

医療従事者等、65歳以上の高齢者、基礎疾患のある方、高齢者施設等の従事者、それ以外の方

▶接種体制

- ・医療従事者等への接種は、県が体制整備を行い実施する。
- ・～への接種は体制整備を含め市が実施することとなるが、現時点では、市内接種医療機関での個別接種と接種会場での集団接種を行う予定である。

- ・ 集団接種の会場は、保健センター、市民体育館（４月～７月）を予定している。
- ▶接種スケジュール（ワクチンの供給状況により変更あり）
 - ・ ３月中旬に 65 歳以上の高齢者に接種券を送付。
 - ・ ３月下旬以降に接種を開始する予定。
- ▶予算
 - ・ 接種事業に必要となる予算は、国からの補助金、負担金により全額補填される。
- ▶執行体制
 - ・ ２月 1 日付で保健センター健康管理課に「新型コロナワクチン対策室」を設置。
 - ・ 今後、健康管理課で行っていた新型コロナウイルス感染症対策全般は保健医療課で行い、健康管理課はワクチン接種事業を推進していく。

決定事項

- ・ 集団接種会場は市民体育館（４月～７月）と保健センターとする。

副市長

- ・ 現時点では、詳細が示されていない部分も多い。接種順位やスケジュール等は、国から示されたものに則ることとする。全庁を挙げて協力体制を整えるとともに、柔軟に対応すること。

(7)その他

所沢中央消防署長

- ・ 緊急事態宣言を受け、埼玉西部消防組合管内の繁華街で見回り活動を行っている。
- ・ 消防車両の放送設備を利用して 1 日 2 回、火災予防と併せて感染症対策について広報している。

次回会議予定

- ・ 未定

3 閉 会